

## 鳥取県文化芸術活動支援補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (文化政策課の定める日まで)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送、持参、又は電子メール送信してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。  
※事業予定内容から変更があった場合は、一先ず担当者へご連絡ください。

### 4. 事業完了

※事業の完了とは：事業本体とその精算業務が終了することを指します。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送、持参、又は電子メール送信してください。

#### ◎補助金の支払い

- 支払時期については、額の確定通知発送後または振込依頼書受付日より2週間程度いただきます。
- 概算払を希望される場合は、交付申請時にお知らせください。

資料提出・問い合わせ先 地域づくり推進部 文化政策課  
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220  
0857 - 26 - 7134 bunsei@pref.tottori.lg.jp